

# 白井市中小企業一時支援金

## - 申請要領 -

### <受付期間>

令和3年6月30日（水）～令和3年12月28日（火）まで

### <ホームページ>

「白井市 中小企業一時支援金」で検索してください

#### 【問い合わせ先】

白井市役所 産業振興課 商工振興係

【電話】047-401-4641

【受付時間】午前9時から午後5時まで

【FAX】047-491-3554

【メール】[syoukou-shinkou@city.shiroi.chiba.jp](mailto:syoukou-shinkou@city.shiroi.chiba.jp)

※メールでのお問い合わせは、「白井市中小企業一時支援金に関わる問い合わせ」と件名を入れていただくようお願いいたします。

# はじめに

## 白井市中小企業一時支援金とは？

新型コロナウイルス感染拡大によって令和3年1月7日に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業または不要不急の外出・移動の自粛により、売上が大きく減少している中堅企業、中小企業その他の法人等及びフリーランスを含む個人事業者に対して、国は事業全般に広く使える「一時支援金」を給付しています。また千葉県では県内の飲食店に対して時短営業の協力要請を行い、応じた事業者に対して「千葉県感染拡大防止対策協力金」を支給することとしています。

白井市中小企業一時支援金は、売上が減少しているもののそれらの支援から漏れている事業者への影響を緩和し、事業の継続を支援するため、独自に支援していくものとなります。

※本制度は国が行う「一時支援金」を基とし、一部を変更して設計したものであり、「一時支援金」と同様の判断・扱いを行う箇所については、「国が行う一時支援金の申請要領に準じます」と記載しています。お手数ですが国の申請要領も合わせてご確認くださいようお願いいたします。

※本制度では国の一時支援金に必要な「登録確認期間による事前確認」は必要ありません。

## 交付額

※中小法人等：**20万円**

※個人事業者等：**10万円**

※申請は1事業者（市内に複数事業所があっても1事業者とします）につき1回限りとなります。

## 前提①（交付対象について）

## 前提②（保存資料について）

国が行う一時支援金の申請要領（前提①（給付対象について）、前提②（保存資料について））に準じます。

# 一時支援金 申請の手続き

通常申請

1. 申請の要件を確認する

申請する

申請特例

1. 要件・証拠書類等を確認する

申請時の注意事項

申請時の注意事項

# 1.申請の要件を確認する① (交付対象者)

## 交付対象者 (中小法人等の場合)

白井市中小企業一時支援金の申請者は、令和3年1月7日に発令された緊急事態宣言に伴い、緊急事態宣言の発令地域（以下「宣言地域」という）で**地方公共団体による営業時間短縮要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支払対象となっている飲食店と直接・間接の取引があること、又は宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたことにより、2021年1月から3月までの期間（以下「対象期間」という。）のいずれかの月の月間事業収入が2019年又は2020年の同月と比較して20%以上50%未満減少した者**であって（以下、これらの影響を総称して「緊急事態宣言影響」という。）、下記（1）～（4）の交付要件をいずれも満たす必要があります。

- (1) 2021年6月30日時点において、次の①又は②のうちいずれかを満たす法人（白井市内に主たる事業所（\*1）を有する設立登記法人をいう。以下同じ。）であること。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次の①又は②のうちいずれかを満たす法人であること。

\*1 法人の場合は、法人税の確定申告書別表一に記載された納税地。

個人事業者（青色申告）の場合は、所得税の青色申告決算書に記載された事業所所在地。

個人事業者（白色申告）の場合は、所得税の収支内訳書に記載された事業所所在地。

NPO法人・公益法人等特例の場合は、履歴事項証明書又は根拠法令に基づき法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類で確認

※上記要件を満たしていない場合でも下記1・2の市内に事業所を有することを証する書類をいずれか1つまたは複数枚提出いただくことで要件を満たすとみなします。

1市に事業に関する税を納めている(又は申告している)ことがわかる書類(市への法人市民税申告書もしくは納付書の写し等)

2市内に店舗、事業所等の営業拠点を構えていることがわかる書類(履歴事項全部証明書、営業許可書、事業許可書、労働保険の保険関係成立届、雇用保険適用事業所設置届、健康保険・厚生保険新規適用届等)

① 資本金の額又は出資の総額（\*2）が**10億円未満**であること

② **資本金の額又は出資の総額が定められていない場合**は、常時使用する従業員（\*3）の数が**2,000人以下**であること

\*2 「基本金」を有する法人は「基本金の額」と、一般財団法人は「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替える。

\*3 「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指す。（パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断。会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しない。）

- (2) **2019年以前から事業を行っている者であって、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が顕在化する前の年（申請者が2019年又は2020年から選択。以下「基準年」という。）の1月から3月まで（以下「基準期間」という。）をその期間内に含む全ての事業年度及び対象期間において、事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。**

※ 事業収入は、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第1項第31号に規定する「確定申告書別表一」における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方によるものとする。

- (3) **対象期間内に、基準年の同月と比べて、緊急事態宣言影響により事業収入が20%以上50%未満減少した月（以下「候補月」という。）が存在すること。**

※ 申請者が一時支援金の交付の申請に際し候補月のうち申請を行う日の属する月の前月までの中から任意に特定して申告するひと月を「**対象月**」という。

- (4) **2021年1月から3月までの売上減少額の合計が20万円以上あること。**

**注** 白井市中小企業一時支援金の交付の申請を行うこと及び交付を受けることは同一の申請者（同一の申請者が異なる屋号・雅号を用いて複数事業を行っている場合を含む。）に対してそれぞれ一度に限り、（同一名義の売上を示す証拠書類に基づく申請は一度限りとします。）

### 【参考】期間等の定義

・対象期間 :2021年1月から3月までの期間

・基準年 :新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が顕在化する前の年（申請者が2019年又は2020年から選択）

・基準期間 :基準年の1月から3月まで

・候補月 :対象期間内に、基準年の同月と比べて、緊急事態宣言影響により事業収入が20%以上50%未満減少した月

・対象月 :申請者が一時支援金の交付の申請に際し候補月のうち申請を行う日の属する月の前月までの中から任意に特定して申告するひと月

# 1.申請の要件を確認する① (交付対象者)

## 交付対象者 (個人事業者等の場合)

白井市中小企業一時支援金の申請者は、令和3年1月7日に発令された緊急事態宣言に伴い、緊急事態宣言の発令地域（以下「宣言地域」という）で **地方公共団体による営業時間短縮要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金**を用いている協力の支払対象となっている飲食店と直接・間接の取引があること、又は宣言地域における**不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたことにより、2021年1月から3月までの期間**（以下「対象期間」という。）の**いずれかの月の月間事業収入が2019年又は2020年の同月と比較して20%以上50%未満減少した者**であって（以下、これらの影響を総称して「緊急事態宣言影響」という。）、下記の（1）～（4）の交付要件をいずれも満たす必要があります。

### (1) 白井市内に2021年6月30日時点において、主たる事業所（\*1）を有すること。

\*1 個人事業者（青色申告）の場合は、所得税の青色申告決算書に記載された事業所所在地。

個人事業者（白色申告）の場合は、所得税の収支内訳書に記載された事業所所在地。

※上記要件を満たしていない場合でも下記1・2の市内に事業所を有することを証する書類をいずれか1つまたは複数枚提出いただくことで要件を満たすとみなします。

1市に事業に関する税を納めている(又は申告している)ことがわかる書類(市への法人市民税申告書もしくは納付書の写し等)

2市内に店舗、事業所等の営業拠点を構えていることがわかる書類(履歴事項全部証明書、営業許可書、事業許可書、労働保険の保険関係成立届、雇用保険適用事業所設置届、健康保険・厚生保険新規適用届等)

### (2) 2019年以前から事業を行っている者であって、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が顕在化する前の年（申請者が2019年又は2020年から選択。以下「基準年」という。）及び対象期間において、事業収入（売上）を得ており、今後も事業継続する意思があること。

※事業収入は、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する「確定申告書 第一表」における「収入金額等」の事業欄に記載される額と同様の考え方によるものとし、2019年及び2020年の年間事業収入は当該欄に記載されるものを用いることとする。

※ただし、第8条第2号イに基づき市町村民税、特別区民税又は都道府県民税（以下「住民税」という。）の申告書類の控えを用いる場合には、2019年及び2020年の年間事業収入は市町村民税・道府県民税申告書の様式（5号の4）における「収入金額等」の事業欄に相当する箇所に記載されるものを用いることとする。

※なお、課税特例措置により、当該金額と所得税青色申告決算書における「売上（収入）金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の金額が異なる場合には、「売上（収入）金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の金額を用いることができる。

### (3) 対象期間内に、基準年の同月と比べて、緊急事態宣言影響により事業収入が20%以上50%未満減少した月（以下「候補月」という。）が存在すること。

※ 申請者が一時支援金の交付の申請に際し候補月のうち申請を行う日の属する月の前月までの中から任意に特定して申告するひと月を「対象月」という。

※ 青色申告を行っている場合は、基準年の同月の事業収入は、所得税青色申告決算書（一般用）における「月別売上（収入）金額及び仕入金額」欄の「売上（収入）金額」の額を用いることとする。ただし、青色申告を行っている者で、以下のいずれか①～③を満たす者の場合は、白色申告を行っている者等と同様に、基準年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとする。

①所得税青色申告決算書の控えを提出しないことを選択した場合

②所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載がない場合又は記載の必要がない場合

③合理的な事由により当該書類を提出できないものと市が認める場合

※「白色申告を行っている者の場合」、「確定申告書に所得税青色申告決算書（農業所得用）の控えを添付した場合」、「住民税の申告書類の控えを用いる場合」については、基準年の月次の事業収入が記載されないことから、基準年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入とを比較することとする。

### (4) 2021年1月から3月までの売上減少額の合計が10万円以上あること。

**注：白井市中小企業一時支援金の交付の申請を行うこと及び交付を受けることは同一の申請者（同一の申請者が異なる屋号・雅号を用いて複数の事業を行っている場合を含む。）に対してそれぞれ一度に限ります。（同一名義の売上を示す証拠書類に基づく申請は一度限りとします。）**

#### 【参考】期間等の定義

・対象期間：2021年1月から3月までの期間

・基準年：新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が顕在化する前の年（申請者が2019年又は2020年から選択）

・基準期間：基準年の1月から3月まで

・候補月：対象期間内に、基準年の同月と比べて、緊急事態宣言影響により事業収入が20%以上50%未満減少した月

・対象月：申請者が一時支援金の交付の申請に際し候補月のうち申請を行う日の属する月の前月までの中から任意に特定して申告するひと月

# 1.申請の要件を確認する① (交付対象者)

## 交付対象者 (主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した 個人事業者の場合)

白井市中小企業一時支援金の申請者は、令和3年1月7日に発令された緊急事態宣言に伴い、緊急事態宣言の発令地域 (以下「宣言地域」という) で地方公共団体による営業時間短縮要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力の支払対象となっている飲食店と直接・間接の取引があること、又は宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたことにより、2021年1月から3月までの期間 (以下「対象期間」という) のいずれかの月の業務委託契約等収入が2019年又は2020年の同月と比較して20%以上50%未満減少した者であって (以下、これらの影響を総称して「緊急事態宣言影響」という。)、下記の (1) ~ (6) の交付要件をいずれも満たす必要があります。

- (1) **白井市内に2021年6月30日時点において、主たる事業所 (\*1) を有すること。**
  - \*1 個人事業者 (青色申告) の場合は、所得税の青色申告決算書に記載された事業所所在地。  
個人事業者 (白色申告) の場合は、所得税の収支内訳書に記載された事業所所在地。  
※上記要件を満たしていない場合でも下記1・2の市内に事業所を有することを証する書類をいずれか1つまたは複数枚提出いただくことで要件を満たすとみなします。  
1市に事業に関する税を納めている (又は申告している) ことがわかる書類 (市への法人市民税申告書もしくは納付書の写し等)  
2市内に店舗、事業所等の営業拠点を構えていることがわかる書類 (履歴事項全部証明書、営業許可書、事業許可書、労働保険の保険関係成立届、雇用保険適用事業所設置届、健康保険・厚生保険新規適用届等)
- (2) **2019年以前から事業を行っている者であって、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が顕在化する前の年 (申請者が2019年又は2020年から選択。以下「基準年」という) 及び対象期間において、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入で、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるもの (以下「業務委託契約等収入」という) を主たる収入として得ており (\*2)、今後も事業を継続する意思があること。**
  - \*2 国が行う一時支援金の申請要領 (1.申請の要件を確認する (業務委託契約等収入) に準じますのでご確認ください。
- (3) **対象期間内に、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が顕在化する前の年 (申請者が2019年又は2020年から選択。以下「基準年」という) の月平均の業務委託契約等収入 (基準年の年間業務委託契約等収入の金額を12で除したものをいう) と比べて、緊急事態宣言影響により業務委託契約等収入が20%以上50%未満減少した月 (以下「雑所得・給与所得候補月」という) が存在すること。**

※申請者が白井市中小企業一時支援金の交付の申請に際し雑所得・給与所得候補月のうち申請を行う日の属する月の前月までの中から任意に特定して申告するひと月を「雑所得・給与所得対象月」という。
- (4) **基準年の1月から3月まで (以下「基準期間」という) 及び対象期間以降において、被雇用者 (\*3) 又は被扶養者 (\*4) ではないこと。**
  - \*3 会社等に雇用されている方 (サラリーマンの方、パート・アルバイト・派遣・日雇い労働等の方を含む) をいう。
  - \*4 家族等の収入で生計を維持されている方をいう。
- (5) **基準年の確定申告において、確定申告書第一表の「収入金額等」の「事業」欄に記載がないこと (又は「0円」) 。**

※ 基準年の確定申告書第一表の「収入金額等」の「事業」欄に記載がある方は対象外ですので、本要領 (個人事業者等向け) に従って申請して下さい。
- (6) **2021年1月から3月までの売上減少額の合計が10万円以上あること。**

**注** 白井市中小企業一時支援金の交付の申請を行うこと及び交付を受けることは同一の申請者 (同一の申請者が異なる屋号・雅号を用いて複数事業を行っている場合を含む) に対してそれぞれ一度に限ります。 (同一名義の売上を示す証拠書類に基づく申請は一度限りとします。)

### 【参考】期間等の定義

- ・対象期間 : 2021年1月から3月までの期間
- ・基準年 : 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が顕在化する前の年 (申請者が2019年又は2020年から選択)
- ・基準期間 : 基準年の1月から3月まで
- ・雑所得・給与所得候補月 : 対象期間内に、基準年の月平均の業務委託契約等収入と比べて、緊急事態宣言影響により業務委託契約等収入が20%以上50%未満減少した月
- ・雑所得・給与所得対象月 : 申請者が一時支援金の交付の申請に際し候補月のうち申請を行う日の属する月の前月までの中から任意に特定して申告するひと月

# 1.申請の要件を確認する② (不交付要件)

## 不交付要件

下記の(1)から(11)までのいずれかに該当する場合は、交付対象外となります。

- (1) 白井市中小企業一時支援金の交付を既に受けている者
- (2) 国、法人税法別表第1に規定する公共法人
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
- (4) 政治団体
- (5) 宗教上の組織又は団体
- (6) 国の一時支援金、地方公共団体による営業時間短縮要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金（例：千葉県感染拡大防止対策協力金の第2～4弾）の支払対象となっている事業者
- (7) 市税の未納がある事業者。
- (8) 事業内容が公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがある事業者。
- (9) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していない事業者
- (10) 白井市中小企業一時支援金交付要綱第3条2項（暴力団員、暴力団取引等）、4条（暴力団密接関係者等）の該当となる事業者。
- (11) (1)～(10)に掲げる者のほか、白井市中小企業一時支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと白井市長が判断する者

※ 不交付要件のいずれかに該当する者は、たとえ不交付要件に該当しない他の事業を行っている場合であっても、一時支援金を受給することはできません。

# 1.申請の要件を確認する③ (宣誓・誓約・同意事項)

## 宣誓・誓約・同意事項

次の(1)から(4)までのいずれにも宣誓・誓約し、次の(5)から(12)までのいずれにも同意する必要があります。

また、虚偽の宣誓を行った場合や同意事項に違反した場合は、速やかに交付の辞退又は返還を行っていただきます。

### ●宣誓・同意事項

(1) 交付要件を満たしていて、不交付要件に該当しないこと

※事業活動に季節性があるケース(例：夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、**通常事業収入を得られない時期を対象月として緊急事態宣言の影響により事業収入が減少したわけではないにもかかわらず交付を申請する場合、売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合や法人成り又は事業承継の直後など、(緊急事態宣言とは関係なく、)単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が20%以上50%未満減少している場合**は、交付要件を満たさないため、**交付対象外**です。

(2) 申請内容に虚偽のないこと

(3) 白井市中小企業一時支援金交付要綱第3条第2項各号及び第4条のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないこと。(「暴力団排除規定」P19参照)

(4) 交付を受けた後にも事業を継続する意思があること

(5) 申請要領で定める確定申告書並びにその裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳並びに市が定める緊急事態宣言影響を証明する証拠書類を電磁的記録等により7年間保存すること

(6) 地方公共団体による営業時間短縮要請に伴う協力金や国の一時支援金の支払対象である場合には、交付資格がないことに同意し、既に受給していた場合には速やかに返還すること

(7) 市の求めに応じて、上記(5)で保存している情報を速やかに提出すること

(8) 市が行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること

(9) 無資格交付又は不正交付等が発覚した場合には、白井市中小企業一時支援金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があること

(10) 提出した申請内容が事務のために第三者に提供される場合及び白井市中小企業一時支援金の交付等に必要範囲において申請者の個人情報第三者から取得される場合があること

(11) 市が保有する市税、使用料その他の公課に関する課税等情報について、市が審査のため調査すること

(12) 申請要綱・申請要領に従うこと

# 一時支援金 申請の手続き

通常申請

1. 申請の要件を確認する

2. 申請する

申請特例

1. 要件・証拠書類等を確認する

申請時の注意事項

申請時の注意事項

## 2.申請する (申請期間・方法、口座情報の入力)

### 申請期間・方法

#### (1) 申請期間

申請期間は、**2021年6月30日から2021年12月28日**までです。(郵送必着)

#### (2) 申請方法

郵送での申請のみとなります。

**国の一時支援金に必要な「登録確認機関による事前確認」は必要ありません。**

ご不明な点は産業振興課への電話で対応させていただきます。

<受付方法>

申請書類を以下の宛先に郵送してください。郵送にあたっては、簡易書留など郵送物の追跡ができる方法で郵送ください。

(12月28日(火)必着)

【宛先】〒270-1492 千葉県白井市復1123

白井市役所 産業振興課 白井市中小企業一時支援金 申請受付

※裏面に差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

#### (3) 申請書類の入手方法

白井市のホームページから入手することができます。

(HP)「白井市 中小企業一時支援金」で検索してください。

※市産業振興課、白井市商工会、公民センターの窓口でも申請書類を入手できます。

### 口座情報の記載

口座情報として記載いただくのは下記の項目です。

①	金融機関名	金融機関名を入力してください
②	金融機関コード	金融機関コード(4桁の数字)
③	支店名	支店名を入力してください
④	支店コード	支店コード(3桁の数字)
⑤	種別	普通預金/当座預金
⑥	口座番号	口座番号を入力してください
⑦	口座名義人	法人名と一致するもの

※ 法人の場合は法人名義、個人の場合は本人名義

## 2.申請する (証拠書類等の添付)

### 証拠書類等の種類 (中小法人等)

- 申請には申請書兼請求書(第1号様式)の他に下記の6種類の証拠書類等の提出が必要となります。

	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	ページ
①	確定申告書類	<p>・ 2019年1月から同年3月まで及び2020年1月から同年3月までをその期間内に含む全ての事業年度の確定申告書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 確定申告書別表一の控え (最低2枚) ※</li> <li>- 法人事業概況説明書の控え (最低4枚 (両面))</li> </ul> <p>※別表一に記載された納税地が市内でない場合は下記1・2の市内に事業所を有することを証する書類をいずれか1つまたは複数枚提出頂くことで要件を満たすとみなします。</p> <p>1市に事業に関する税を納めている(又は申告している)ことがわかる書類(市への法人市民税申告書、納付書の写し等)</p> <p>2市内に店舗、事業所等の営業拠点を構えていることがわかる書類(履歴事項全部証明書、営業許可書、事業許可書、労働保険の保険関係成立届、雇用保険適用事業所設置届、健康保険・厚生保険新規適用届等)</p>	P13
②	2021年1月から3月までの売上台帳等	・ 2021年1月から3月までの月間事業収入が確認できる売上台帳等	P.13
③	履歴事項全部証明書	・ 申請者の履歴事項全部証明書 (申請時から <b>3ヶ月以内に発行</b> されたものに限りします。)	P.13
④	通帳の写し	・ 金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの	P.13
⑤	宣誓・誓約・同意書 (第2号様式)	・ <b>代表者本人が自署したもの</b> が必要となります	P.14
⑥	2019～2021年の各年1～3月における顧客である法人の情報及び個人事業者等の情報が確認できる書類 (本支援金に係る取引先情報一覧)	・ 2019～2021年の各年1～3月における顧客である法人の法人名、法人番号及び連絡先並びに顧客である個人事業者等の屋号・雅号、氏名及び連絡先 (市が定める様式で提出してください。)	P.15

#### 【原則】

確定申告書別表一の控えには、收受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていることが必要です。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知(メール詳細)」を添付することが必要です。

#### 【例外】

ただし、收受日付印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字)又は「受信通知(メール詳細)」のいずれも存在しない場合には、当該事業年度の確定申告で申告した若しくは申告予定の月次の事業収入を証明できる書類であって、税理士による署名がなされたもの(様式自由)を提出することで代替することができます。

## 2.申請する (証拠書類等の添付)

### 証拠書類等の種類 (個人事業者等)

■ 申請には申請書兼請求書(第1号様式)の他に申告の種類に応じて下記の6種類の証拠書類等の提出が必要となります。

	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	ページ
①	確定申告書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>青色申告を行っている場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 2019年分の確定申告書第一表の控え (1枚) 及び2019年分の所得税青色申告決算書 (P1,P2) の控え (2枚)</li> <li>- 2020年分の確定申告書第一表の控え (1枚) 及び2020年分の所得税青色申告決算書 (P1,P2) の控え (2枚)</li> </ul> </li> <li>白色申告を行っている場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 2019年分の確定申告書第一表の控え (1枚) 及び2019年分の収支内訳書 (1枚)</li> <li>- 2020年分の確定申告書第一表の控え (1枚) 及び2020年分の収支内訳書 (1枚)</li> </ul> </li> </ul> <p>※青色申告・白色申告を問わず、<b>2年分とも</b>必要です。            ※青色申告の場合は、所得税青色申告決算書に記載された事業所所在地、白色申告の場合は、収支内訳書に記載された事業所所在地が市内でない場合は、下記1・2の市内に事業所を有することを証する書類をいずれか1つまたは複数枚提出いただくことで要件を満たすとみなします。            1市に事業に関する税を納めている(又は申告している)ことがわかる書類(市への法人市民税申告書もしくは納付書の写し等)            2市内に店舗、事業所等の営業拠点を構えていることがわかる書類(履歴事項全部証明書、営業許可書、事業許可書、労働保険の保険関係成立届、雇用保険適用事業所設置届、健康保険・厚生保険新規適用届等)</p>	P.13
②	2021年1月から3月までの売上台帳等	2021年1月から3月までの月間事業収入が確認できる売上台帳等	P.13
③	申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの</li> </ul>	P.13
④	本人確認書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人確認書類の写し</li> </ul>	P.13
⑤	宣誓・誓約・同意書 (第2号様式)	※申請者本人が自署したものが必要となります	P.14
⑥	2019～2021年の各年1～3月における顧客である法人の情報及び個人事業者等の情報が確認できる書類 (本支援金に係る取引先情報一覧)	<ul style="list-style-type: none"> <li>2019～2021年の各年1～3月における顧客である法人の法人名、法人番号及び連絡先並びに顧客である個人事業者等の屋号・雅号、氏名及び連絡先</li> </ul> <p>※市が定める様式で提出してください。</p>	P.15

#### 【原則】

確定申告書第一表の控えには、收受日付印が押印 (税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字) されていることが必要です。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知 (メール詳細)」を添付することが必要です。

#### 【例外】

ただし、收受日付印 (税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字) 又は「受信通知 (メール詳細)」 (以下「收受日付印等」という。) のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書 (その2 所得金額用)」 (事業所得金額の記載のあるもの) を併せて提出することが必要です。また、「收受日付印等」および「納税証明書 (その2 所得金額用)」のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「課税証明書」又は「非課税証明書」を併せて提出することが必要です。

## 2.申請する (証拠書類等の添付)

### 証拠書類等の種類 (主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者)

■ 申請するにあたり申請書兼請求書(第1号様式)の他に下記の8種類の証拠書類等の提出が必要となります。

	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	参照
①	確定申告書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>2019年分の確定申告書第一表の控え</li> <li>2020年分の確定申告書第一表の控え</li> </ul> ※2年分とも必要です。 ※青色申告の場合は、所得税青色申告決算書に記載された事業所所在地、白色申告の場合は、収支内訳書に記載された事業所所在地が市内でない場合は、下記1・2の市内に事業所を有することを証する書類をいずれか1つまたは複数枚提出いただくことで要件を満たすとみなします。 1市に事業に関する税を納めている(又は申告している)ことがわかる書類(市への法人市民税申告書もしくは納付書の写し等) 2市内に店舗、事業所等の営業拠点を構えていることがわかる書類(履歴事項全部証明書、営業許可書、事業許可書、労働保険の保険関係成立届、雇用保険適用事業所設置届、健康保険・厚生保険新規適用届等)	P.13
②	雑所得・給与所得2021年1月から3月までの売上台帳等	<ul style="list-style-type: none"> <li>雑所得・給与所得2021年1月から3月までの業務委託契約等収入が確認できる売上台帳等</li> </ul>	P.13
③	国民健康保険証の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者名義の国民健康保険証の写し</li> </ul>	P.13
④	申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの</li> </ul>	P.13
⑤	本人確認書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人確認書類の写し</li> </ul>	P.13
⑥	宣誓・誓約・同意書 (第2号様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>※申請者本人が自署したものが必要となります。</li> </ul>	P.14
⑦	2019～2021年の各年1～3月における顧客である法人の情報及び個人事業者等の情報が確認できる書類 (一時支援金に係る取引先情報一覧)	<ul style="list-style-type: none"> <li>2019～2021年の各年1～3月における顧客である法人の法人名、法人番号及び連絡先並びに顧客である個人事業者等の屋号・雅号、氏名及び連絡先</li> </ul> ※市が定める様式で提出してください。	P.15
⑧	業務委託契約等収入があることを示す書類 (①の収入が業務委託契約等収入であることを示すもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>白井市中小企業一時支援金業務委託契約等契約申立書 (市様式)、業務委託契約書</li> <li>支払調書、源泉徴収票、支払明細書の写し</li> <li>通帳の写し等</li> </ul>	P.13

#### 【原則】

確定申告書第一表の控えには、收受日付印が押印 (税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字) されていることが必要です。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知 (メール詳細)」を添付することが必要です。

#### 【例外】

ただし、收受日付印 (税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字) 又は「受信通知 (メール詳細)」 (以下「收受日付印等」という。) のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書 (その2所得金額用)」を併せて提出することが必要です。また、「收受日付印等」および「納税証明書 (その2所得金額用)」のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「課税証明書」又は「非課税証明書」を併せて提出することが必要です。

## 2.申請する (証拠書類等の添付①～④、①～⑤、⑧)

中小法人等・個人事業主等は国が行う一時支援金の申請要領(2.申請する(証拠書類等の添付①～④))に準じます。  
主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者は国が行う一時支援金の申請要領(2.申請する(証拠書類等の添付①～⑤、⑧(一時支援金業務委託契約等契約申立書につきましては市の様式がありますのでそちらをお使ください)))に準じます。

## 2.申請する (証拠書類等の添付⑤または⑥宣誓・誓約・同意書)

### ⑤または⑥宣誓・誓約・同意書

交付要綱により様式で定められた宣誓・誓約・同意書を提出してください。

- ※ 宣誓・同意書には**中小法人等であれば代表者本人、個人事業者等であれば本人の自署**が必要となります。
- ※ 視覚や手指等に障害があり、自署の署名が難しい場合には、「〇〇 〇〇 (代筆：△△ △△)」のように、ご自身のお名前に加えて代筆者名と代筆である旨を記載いただいた上で、ご自身の身体障害者手帳（手帳様式は全ページ、カード様式は両面）の写しを自署の署名が必要な書類（宣誓・同意書等）の後ろに添付してください。

## 2.申請する(証拠書類等の添付⑥又は⑦一時支援金に係る取引先情報一覧)

### ⑥または⑦一時支援金に係る取引先情報一覧

2019～2021年の各年1～3月における顧客である法人の法人名、法人番号並びに連絡先及び顧客である個人事業者等の屋号・雅号、氏名、連絡先が確認できる書類(市が定める様式)を提出してください。

※ 2019年1月から2020年12月までの間に設立・開業した事業者であって、**2019年1～3月又は2020年1月～3月の各期間において、それぞれ十分な事業実績がない場合は、可能な限り当該期間に近い任意の3ヶ月以内の期間**を選択してください。(少なくとも2つの独立した期間を選択してください。)その上で、**取引先情報一覧の余白等**に、任意に選んだ期間をご記載ください。

## 2.申請する (申請後の流れ・不正受給時の対応)

### 申請後の流れ

申請頂いた内容・証拠書類等の確認をさせていただきます。

不明な点が発生した場合、連絡をさせていただきますので、対応をお願いします。

申請内容に不備等が無ければ、申請頂いた内容・証拠書類等の確認完了後、申請された銀行口座に振り込みを行います。

なお、確認が終了した際には、交付決定通知書を発送させていただきます。通知が到着した際には内容をご確認下さい。

なお交付しない旨の決定をしたときは、その旨と理由をお示しします。

### 不正受給時の対応

本支援金の決定後、対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本支援金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は、応援金を返金することとなります。

また、市は必要に応じて、申請内容の状況について調査する場合があります。その場合、市から問い合わせを行いますので、交付対象者は市に協力するとともに、速やかに状況を報告願います。

# 一時支援金 申請の手続き

通常申請

1. 申請の要件を確認する

申請する

申請特例

1. 要件・証拠書類等を確認する

- ※ 通常の申請では不都合が生じる場合ご覧ください。
- ※ 特例の条件を満たさない場合も、交付要件を満たしていれば通常の申請を行うことは可能です。

申請時の注意事項

申請時の注意事項

# 申請特例・申請時の注意事項

国が行う一時支援金の申請要領（証拠書類等及び給付額の算定等に関する特例、申請時の注意事項）に準じます。

※交付額について変動はないため、計算いただく必要はありません。

※申請方法は郵送となるので、データの保存形式・入力方法の内容につきましては、考慮しなくて問題ありません。

# 申請特例・申請時の注意事項

## 暴力団排除に関する規定

給付を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が、将来においても、次の各号のいずれにも該当しないこと。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 二 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
  - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
  - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
  - ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 四 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者は、上記二又は三に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が上記のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

上記内容に該当しないことを承諾していただくことが申請条件となります。